



琴清苑だより

発行：社会福祉法人 双葉会
介護老人福祉施設 琴清苑
編集：広報委員会

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川1139
TEL 0428-83-3932 FAX 0428-83-3706
URL <https://www.futabakai.or.jp/>
e-mail kinseien@futabakai.or.jp



開設四十四年記念日

利用者負担段階の第3段階が細分化され、第3段階①と第3段階②ととなります。詳細については、添付資料を参照してください。添付資料は、厚生労働省『介護保険施設における負担限度額が変化する』を参考してください。

見収担在宅でこの負担限度額に暮らす方と額が行わることとなりました。食費一ヶ月の定額平日より、直しや力が預貯金等をお持を食すことになります。方観居令和3年に点住和らにかかる費用は3年間の負担以性上やり、

ろに供わ8い
ではがつ月て介
あ申必た1、護
り請要た日代保
ま書にめよ理保險
す類な、り申負
。をつ當、請担
送た施対を限
付た設象行度
しめで要な額
、`は件つ認
申一把にて定
請部握預おの
をので貯り更
お身き金ま新
願元な等す申
い引いのが請
しき個資、`は
て受人産平當
いけ情要成施
るの報件2設
と皆のが7に
こ様提加年お

限方「るいい護介
度、要こ方た保介
額生介護とにだん
認活護でおく対象設
定保認食かこ対象設
の護定費れと外施設
対を」・まにでは
象受を居しなにでは
とけ受住てつなに
ならけ費はてつ
つれ「が、おて費
て世軽「りおり
いい帯減負ります
まる全さ担す。ご
す。方員れ限。ご
ががま度但利居
「住す額し用住
介民。認「者に
護税介定所には
保非護「得お原
險課保をが支払
負税險受少払
担ののけない介

平素より、施設運営にご協力いただきありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための
面会制限のご協力に感謝申し上げます。

**介護保険施設における
負担限度額が変わります。**

令和2年度 琴清苑事業報告（抜粋）

令和2年度は琴清苑の新築建て替えと、新型コロナウイルス感染症の流行への対応を行った1年でありました。琴清苑の新築建て替え工事が、今年度から具体的に始まり完成しました。この1年の工事に関する計画の進行に多くの労力が注がれましたが、年度末の1月には工事が終了し、引き渡しが行われました。関係された行政や、地域住民の方々には感謝申し上げます。次年度は新しい施設で利用者、職員一同新たな気持ちで事業を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては運営面、収入面で施設運営に大きな影響を与えるました。度重なる緊急事態宣言発令により、入所制限や面会制限が実施され、稼働率の低下とそれに伴う収入の減少が起き、苦しい運営になってしましました。具体的には稼働率が92.93%と開設以来最低の数字が出てしまいました。前年度の93.97%より1%低くなってしまいました。原因としては新規施設へ経済的理由により移動できない利用者が5名転居され、稼働率が低迷する事態となりました。コロナウイルス感染症対策として、入所後に2人部屋を個室扱いにして、一定期間の観察期間を経て多床室に移動することにより、施設内にコロナウイルス侵入予防対策を徹底して行いました。施設入所期間が延びることにより、さらに過労率が低迷しました。次年度からは個室でのケアになるため、計画的な入所を進め、稼働率を回復してまいります。ショートステイにつきましても、コロナウイルス感染症対応で4月に受け入れをしてから年間を通じての利用がなく、6.39%と非常に少ない利用率となりました。

利用者の生活上のストレス、利用者家族のストレス、職員の苦労等、多くの問題が引き続いております。予防接種の進捗状況を見ながら、解決してまいります。

新しい施設への移転のために業務内容の変更を行うことにつきましては、最終第4半期にどうにか業務内容への変更をし始め、次年度以降に引き継ぐことが出来ました。

次年度からは収支の健全化と運営が軌道に乗るよう努力してまいります。

拠点区分貸借対照表

令和2年3月31日現在		(単位 円)	
資産の部		負債の部	
流動資産	878,699,251	流動負債	730,855,868
固定資産	1,785,972,453	固定負債	465,655,308
基本財産	83,322,873		
		負債の部合計	1,196,511,176
		純資産の部	
		基本金	210,550,201
その他の固定資産	1,702,649,580	国庫補助金等特別積立金	900,859,758
		その他の積立金	110,701,270
		次期繰越活動増減差額	246,049,299
		純資産の部合計	1,468,160,528
資産の部合計	2,664,671,704	負債及び純資産の部合計	2,664,671,704

※ 会計方式は平成24年6月に「新会計基準」へ移行しています。

拠点区分資金収支計算書

(自) 平成31年4月1日(至) 令和2年3月31日		
	(単位 円)	
勘定科目		
事業活動	事業活動収入計①	383,186,264
	事業活動支出計②	428,083,655
	事業活動資金収支差額③(①-②)	-44,897,391
施設整備	施設整備等収入計④	1,241,270,100
	施設整備等支出計⑤	1,478,064,676
	施設整備等資金収支差額⑥(④-⑤)	-236,794,576
その他の活動	その他の活動による収入計⑦	385,308,990
	その他の活動による支出計⑧	40,098,612
	その他の活動資金収支差額⑨(⑦-⑧)	345,210,378
	当期資金収支差額合計⑩(③+⑥+⑨)	63,518,411
	前期末支払資金残高⑪(⑩+⑪)	99,849,096
	当期末支払資金残高⑫	163,367,507

オンライン面会の再開について

7月からオンラインでの面会を、●予約制 ●月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始を除く）

●面会時間は14:30～16:30 ●1回の面会につき10分程度 ●1家族につき週1回を限度で再開の予定です。

オンライン面会に関するご予約、お問合わせは、0428-83-3932（平日：10時～16時）までお願いします。

○特別養護老人ホーム琴清苑防災拠点型地域交流スペース利用について

特別養護老人ホーム琴清苑内に設置した「特別養護老人ホーム琴清苑防災拠点型地域交流スペース」は、奥多摩町内で活動する組織、団体、グループ及び個人が集って、地域活動を行うことや、施設内における交流などを目的としたスペース、また、災害時の要援護者に二次避難所として機能を兼ねています。

この主旨のもと、利用要綱を定め、幅広く交流スペースを活用していただけるよう利用申請を承ることとしました。

申請にあたってのお問い合わせ、申請書提出は、琴清苑 1階事務局 田中までお願いします。

(利用申請等)

- ・利用にあたっては、「琴清苑地域交流スペース利用申請書」、および「琴清苑地域交流スペース利用誓約書」を提出してください。
- ・申請書、および誓約書については、1週間前までに琴清苑1階事務局まで提出してください。利用期間が重複した場合は先着順とします。
- ・地域交流スペースにある物品（机・椅子）については、自由にご使用できますが、原状復帰をお願いします。
- ・音響・映像設備に関しては、申請時に申請し、使用方法を職員から指導を受けてください。

(利用日)

- ・利用日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月28～1月4日）、および施設点検整備等が必要な日以外とします。

但し、施設長が認めた場合は、この限りではありません。

(利用時間)

- ・午前は、10時から12時、午後は14時から16時30分、夜間は18時から20時までとします。

但し、施設長が認めた場合は、この限りではありません。

(利用料)

- ・利用料金は無料とします。

(許可条件)

- ・地域福祉の推進のために、交流を深めるものであること。
- ・地域住民・団体の会議、研修会、講習会等の開催であること。
- ・利用者が反社会的勢力ではないこと。
- ・利用者が公序良俗に反しないものであること。
- ・利用目的が営利を目的とするものでないこと。
- ・利用目的が政治的および宗教的目的を有するものでないこと。
- ・特定の団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある行動を行わないこと。
- ・一日を超えて継続的に地域交流スペースを占有しないこと。

(禁止行為)

- ・施設および地域交流スペースの設備や物品を損傷、また汚損する行為。
- ・喫煙の行為。
- ・指定された場所以外での飲食。
- ・他の利用者に迷惑のおよぶ行為。
- ・継続的に物品を設置する行為。
- ・申請書に記載した利用目的以外の行為。
- ・利用登録者が許可、または承認を受けていない施設の設備、および物品の無断使用。
- ・指定した場所以外へ立ち入る行為。

(賠償)

- ・利用者が自己の責めに帰すべき理由により、施設の設備、および物品の汚損、破損、または亡失したときは、すみやかに事務局に届ける出るとともに相当の現品、または代価の賠償をお願いします。

(利用申請の取り消し等)

- ・災害が発生した場合等、地域交流スペースを防災目的のために使用する場合。
- ・利用者が利用要綱に違反した場合。
- ・利用が秩序の維持、または業務の円滑な遂行、もしくは適正な執行に支障をきたすと認められるとき。
- ・規程による利用の取り消し、または利用の中止、もしくは変更により生じた利用者の損害については、施設長はその責を問わないものとする。
- ・利用に際し、事故・盗難等については、各利用者の責任とする。

(二次避難所の開設)

- ・奥多摩町内に発生した地震その他の災害時において、福祉避難所（二次避難所）等については、奥多摩町と社会福祉法人双葉会との間で、平成27年1月8日に締結した「災害時における福祉避難所（二次避難所）の開設等に関する協定書」、および奥多摩町福祉避難所開設運営マニュアルの規程に基づき地域交流スペースに開設するものとします。

(委任)

- ・その他、記載のない事項については、施設の判断により決定することとします。

琴清苑におけるコロナワクチン接種状況

東京都では新型コロナウイルスに感染する人が増加する中、高齢者、高齢者施設従事者を優先にワクチン接種が開始されました。

琴清苑では1回目の接種を5月13日から15日に実施し、ご利用者、職員同時に接種を行ないました。2回目接種を6月2日から5日に実施し、ご利用者、職員のほぼ全員に接種を終えることができました。

大きな副反応が生じることなくワクチン接種を終えましたが、今後も施設内へのウイルス侵入を防止するため、感染対策を引き続き強化していきたいと思います。



(6/2接種)

高齢者施設職員等に対する集中的・定期的検査の実施の継続

現在、都の要請により、職員を対象とした新型コロナウイルスの検査（PCR検査）を本年4月から週1回を目安に実施しております。一方でワクチン接種も高齢者等を優先に進められています。ワクチンには、高い発症予防効果が期待されていますが、感染そのものを予防する効果は十分に明らかになっていません。そのため、ワクチン接種の有無にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があるとされています。

令和3年第2回都議会定例会で、高齢者施設職員等に対する集中的、定期的検査の追加経費を含む補正予算が成立したことを受け、**本年7月から9月の間も職員等を対象とした週1回検査の継続が決定しました。**

なお、検査の終期が、9月末となるかはワクチン効果や接種状況により、一律定め難いとの見解になっております。



旧琴清苑の解体工事

旧琴清苑の解体工事が工期通り順調に進捗しています。令和3年7月末で終了の予定となっています。

(写真 令和3年6月18日時点)

◆編集後記◆
コロナワクチン接種が進んで
いますが、いま一度感染対策の
基本を徹底したいと思います。
吉井

『入苑された利用者』

9 8 7
月 月 月
25 18 12 15 16 13 12 11
日 日 日 日 日 日 日 日
彼岸供養 敬老感謝 誕生會 送火迎火 盆供養 誕生日